

健康アドバイス

重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかるのは控えましょう。病院を変えると、再度初診料を支払い、同じような検査や処置が繰り返されて費用もかかります。また、投薬や注射などを繰り返すことで、からだへの負担や副作用も心配されます。

重複受診を避けるポイント

- 自分の病気の疑問点や検査、薬の処方為何のためなのかを、お医者さんに納得いくまで聞きましょう。
- かかりつけ医を持ってその指示を守り、ほかの病院を受診する際には紹介状をもらいましょう。

定期健診を受けましょう

病気を早期に発見し、治療をすることによって、病気が重症化する前に適切な治療が受けられるので、医療費の増加を抑えることができます。また、日頃から自分のからだの健康状態を知っておくことは、不意の体調の変異にも気づきやすいですし、生活習慣の改善にも役立ちます。定期的に健康診断を受けるようにしましょう。



☎お問い合わせ

福祉課国保医療年金係 ☎62-1211(内線126)

✉fukushi@town.haboro.hokkaido.jp

受けられる医療給付

受けることのできる給付は、老人保健制度や国民健康保険と基本的には同じです。主な給付は次のとおりで、これらは役場への申請が必要です。

高額療養費

1カ月の窓口負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

自己負担限度額(1カ月ごと)

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% ※1 (44,400円) ※2	
一般の方	12,000円	44,400円	
町民税 非課税世帯	低所得者II 低所得者I	8,000円	24,600円 15,000円

※1「1%」とは、「(医療費総額 - 267,000円) × 1%」をいう

※2 () 内の金額は、多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当の場合)

療養費

治療用装具を作ったときや、やむを得ず被保険者証を持たずに医療機関にかかったときなどに支給されます。

高額介護合算療養費

医療と介護の自己負担額が高額になる方の負担を軽減するため、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

医療給付の種類

種類	給付を受けられるとき
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき
入院時食事療養費	入院したときの食費
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食費・居住費
保険外併用療養費	特別な病室の提供などを受けたとき
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき
療養費	医療費の全額を自己負担したとき
特別療養費	資格証明書を提示して治療を受けたとき
移送費	緊急の入院等で移送が必要になったとき
高額療養費	1カ月の自己負担が高額になったとき
葬祭費	被保険者が死亡し、葬祭を行ったとき
高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担額が高額なとき

新しい被保険者証

新しい被保険者証(保険証)は3月20日頃を目処に郵送します。4月になりましたら、今までの老人保健医療受給者証は役場へ、保険証は加入している各健康保険へお返しください。(国民健康保険は役場に返却です)

後期高齢者医療が始まります

来月から現行の老人保健制度にかわり、「後期高齢者医療制度」が始まります。広報はぼろではこれまでも制度の概要についてお知らせしてきましたが、今回は新制度のスタートを間近に控え、普段の生活に直接関連する事柄をお知らせします。この制度は、75歳以上のすべての方と65歳以上で障がい認定を受けた方が対象です。

保険料は一人ひとりが納付

保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納めることになり、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。(図1)

それぞれの保険料の額は、4月に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

保険料の軽減

- 1 所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。
- 2 社会保険など被用者保険の被扶養者は、2年間所得割額がかからず、均等割額も半額になります。ただし、平成20年度は特例として9月までは保険料がかからず、10月から翌年3月までは均等割額の1割の負担になります。

保険料の納付

保険料の納付は4月から始まり、介護保険料と同じく原則として年金から差し引かれます。

ただし、年金の受給額が年間18万円未満の方などは、納付書によって納付することになります。この場合は7月から納付が始まります。

図1 年間保険料の計算方法(平成20・21年度)

均等割額	43,143円(所得によって軽減あり)
+	
所得割額	(前年の所得 - 33万円) × 9.63%
保険料	年額50万円を上限とする

